

# 令和4年度 集団指導 障害者福祉サービス（給付編）

川口市 福祉監査課 指導第1係

# 目次

- ・ 個別支援計画未作成減算 共通
- ・ サービス管理責任者の欠如減算 共通
- ・ 福祉専門職員配置等加算 共通
- ・ 特定事業所加算 居宅
- ・ 欠席時対応加算 通所
- ・ 夜間支援等体制加算 GH
- ・ サービス提供時モニタリング加算 相談

利用者役で  
出演しますキュポ♡



川口市マスコット「きゅぽらん」

# 個別支援計画未作成減算

共通

- ▶ サービスの提供に当たって、個別支援計画が作成されていない場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて算定（減算）
  - (一) 個別支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合  
100分の70
  - (二) 個別支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合  
100分の50



計画は同意を得て  
から有効となります！

# 個別支援計画未作成減算

共通

令和3年10月1日

きゅぼらんの  
サービス支援計画

計画期間  
令和3年10月1日  
から  
令和4年3月31日  
まで

川口市マスコット「きゅぼらん」

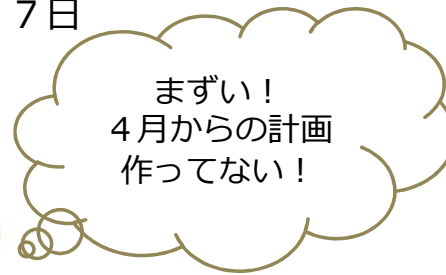


利用者

1

2

令和4年6月17日



サビ管

令和4年6月17日

4月1日から  
さかのぼって  
作ろう!



サビ管

3

4

令和4年6月17日

きゅぼらんの  
サービス支援計画

計画期間  
令和4年4月1日か  
ら  
令和4年9月30日  
まで



利用者

同意



サビ管

Q.計画の取り扱いは・・・

- ① 6月作成であるが4月の内容も含めて作成したため、未作成減算とならない
- ② 6月には新たに計画を作成し同意を得たため、4・5月のみ未作成減算となる

# 個別支援計画未作成減算

共通

- ▶ 答えは・・・②（6月にはサービス管理責任者が計画を作成、同意を得たため、4・5月のみ未作成減算である）

- ▶ 今回の場合

	4月	5月	6月
所定単位数	100	100	100
計画未作成減算	▲30%	▲30%	なし
減算後単位数	70	70	100

4月1日からの計画が未作成

6月17日に計画を作成

1月目

解消された月

Q.計画の取り扱いは・・・

- ① 6月作成であるが4月の内容も含めて作成したため、未作成減算とならない
- ② 6月には新たに計画を作成し同意を得たため、4・5月のみ未作成減算となる



# サービス管理責任者欠如減算

通所

GH

- ▶ 従業者の員数が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合（配置すべき員数を下回っている場合）に、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定（減算）
  - ・ 減算が適用される月から5月未満 100分の70
  - ・ 減算の適用から5月目以降 100分の50

# サービス管理責任者欠如減算

通所

GH

Q. サービス管理責任者が4月20日付で退職し、4月21日から不在となってしまいました。9月1日付で新たにサービス管理責任者を配置した場合、減算の適用となる期間はどのようになるのでしょうか。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
所定単位数	100	100	100	100	100	100	100
サビ管欠如減算							
減算後単位数							

4月20日付  
サービス管理責任者が退職

4月21日～8月31日まで  
サービス管理責任者が不在

9月1日付  
サービス管理責任者を配置

# サービス管理責任者欠如減算

通所

GH

Q. サービス管理責任者が4月20日付で退職し、4月21日から不在となってしまいました。9月1日付で新たにサービス管理責任者を配置した場合、減算の適用となる期間はどのようになるのでしょうか。

人員欠如に該当した月の翌々月

人員欠如が解消された月

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
所定単位数	100	100	100	100	100	100	100
サビ管欠如減算	無し	無し	▲30%	▲30%	▲30%	▲30%	無し
減算後単位数	100	100	70	70	70	70	100

4月20日付  
サービス管理責任者が退職

4月21日～8月31日まで  
サービス管理責任者が不在

9月1日付  
サービス管理責任者を配置



## 複数の減算事由に該当する取扱いについて

共通

Q.サービス管理責任者が4月20日付で退職し、4月21日から不在となってしまいましたが、9月1日付で新たにサービス管理責任者を配置しました。  
4月からの個別支援計画が未作成である利用者については、9月からの計画を新たに作成し同月中に同意を得ましたが、この場合減算の取扱いはどうなるでしょうか。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
所定単位数	100	100	100	100	100	100	100
サビ管欠如減算	無し	無し	▲30%	▲30%	▲30%	▲30%	無し
計画未作成減算	▲30%	▲30%	▲50%	▲50%	▲50%	無し	無し
減算後単位数							

# 複数の減算事由に該当する取扱いについて

共通

Q. サービス管理責任者が4月20日付で退職し、4月21日から不在となってしまいましたが、9月1日付で新たにサービス管理責任者を配置しました。  
4月からの個別支援計画が未作成である利用者については、9月からの計画を新たに作成し同月中に同意を得ましたが、この場合減算の取扱いはどうなるのでしょうか。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
所定単位数	100	100	100	100	100	100	100
サビ管欠如減算	無し	無し	▲30%	▲30%	▲30%	▲30%	無し
計画未作成減算	▲30%	▲30%	▲50%	▲50%	▲50%	無し	無し
減算後単位数	70	70	50	50	50	70	100

減算率の多い方のみ適用されます。

計画がある場合、サービス管理責任者欠如減算のみ適用で減算後の単位数は70

# 福祉専門職員配置等加算

通所

GH

## ▶ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）

- ▶ 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるもの

## ▶ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）

- ▶ 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるもの

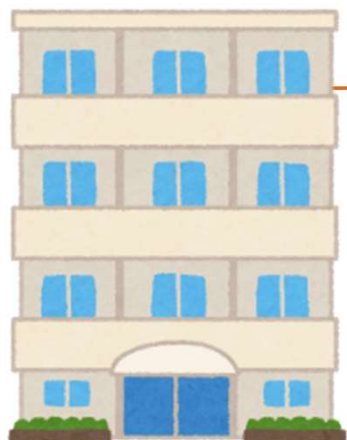
## ▶ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）

- ▶ 次のいずれかに該当するもの
- ▶ (1) 世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上
- ▶ (2) 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上

# 福祉専門職員配置等加算

通所

GH



青木グループホーム

福祉専門職員  
配置等加算Ⅱ  
を算定中  
(6月現在)

Q. (7月からも引き続き)  
福祉専門職員配置等加算Ⅱを  
算定できる？

- ①当年度中であれば算定できる
- ②要件を満たさなくなった時点で算定できない

届出はしているし  
加算はとれるでしょ！

常勤

管理者兼サビ管



世話人

介護福祉士

常勤

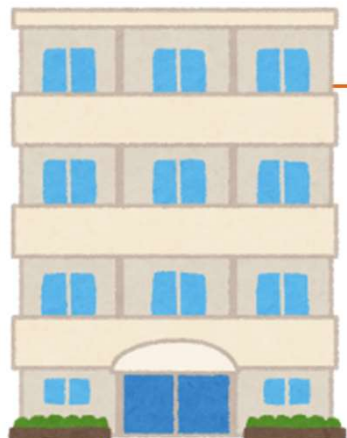


生活支援員

# 福祉専門職員配置等加算

通所

GH



青木グループホーム

福祉専門職員  
配置等加算Ⅱ  
を算定中  
(6月現在)

Q. (7月からも引き続き)  
福祉専門職員配置等加算Ⅱを  
算定できる？

- ① ~~当年度中であれば算定できる~~
- ② 要件を満たさなくなった時点で算定できない

届出  
加算  
するし  
しよ！

常勤

管理者兼サビ管

世話人

常勤

生活支援員

# 特定事業所加算

居宅

## 体制要件

- ▶ 計画的な研修の実施
- ▶ 会議の定期的開催
- ▶ 文書等による指示及びサービス提供後の報告
- ▶ 定期健康診断の実施
- ▶ 緊急時における対応方法の明示

## 人材要件

- ▶ 居宅介護従業者要件
- ▶ サービス提供責任者要件

## 重度障害者対応要件

# 特定事業所加算

居宅

## ▶ 計画的な研修の実施

従業者（区分Ⅳはサービス提供責任者）が研修を受けられる体制づくり

従業者ごとの具体的な研修計画の作成

同じ目標に  
ならないよう注意

研修計画

氏名：川口花子

個別具体的な研修目標：

内容：

研修期間：

実施時期等：

研修計画

氏名：青木太郎

個別具体的な研修目標：

内容：

研修期間：

実施時期等：

職責、経験年数、勤続年数、資格等に応じて内容をグループ分けして実施するということも可能です



川口花子  
勤続年数 12年  
介護福祉士



青木太郎  
勤続年数 3年  
ヘルパー 2級

# 特定事業所加算

居宅

## ▶ 会議の定期的開催

### ポイント

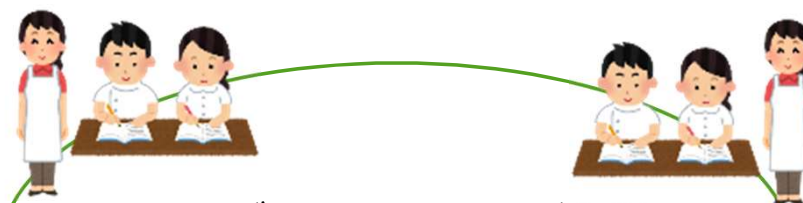
- ・ サービス提供責任者が主宰
- ・ すべての従業員が参加（登録ヘルパー含む）
- ・ 定期的に開催（概ね1月に1回）
- ・ 概要を記録する

※主宰：人々の上に立ち、中心になって物事を行うこと。

サービス提供責任者



※このような開催の方法もあります



サービス提供責任者ごとに  
グループ分け開催



テレビ会議  
オンライン会議



# 特定事業所加算

居宅

- ▶ 文書等による指示及びサービス提供後の報告

直接面接し文書手交・FAX・メールなど

① 責から指示



サービス提供  
責任者

利用者の情報・  
サービス提供に当たっての  
留意事項

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

③ 提供後の報告

文書で記録を保管



居宅介護  
従業者

② サービス提供



川口市マスコット  
「きゅぼらん」

# 特定事業所加算

居宅

## ▶ 定期健康診断の実施

1年以内  
に1回



全ての従業員が対象



自己負担



## ▶ 緊急時における対応方法の明示



緊急時の対応方針、  
緊急時の連絡先及び  
対応可能時間等

文書で

重要事項説明書  
に記載してもOK!

# 特定事業所加算

居宅

Aヘルパーステーション

- Q. サービス提供責任者が事業所に不在の時、
- ① 当日に指示がないと加算を算定できない
  - ② 事前一括指示を受けることで加算を算定できる

サービス提供責任者がお休みの時は指示はなくてもいいかな...

サービス提供

指示?

事後報告

サービス提供責任者

居宅介護従業者



川口市マスコット「きゅぼらん」

# 特定事業所加算

居宅

Aヘルパーステーション

- Q. サービス提供責任者が事業所に不在の時、
- ① 当日に指示がないと加算を算定できない
  - ② 事前に一括指示を受けることで加算を算定できる



川口市マスコット「きゅぼらん」

一括指示

サービス提供

事後報告

情報共有

急変時の連絡

サービス提供

サービス提供責任者

一括指示

事後報告

居宅介護従業者

# 欠席時対応加算

通所

- ▶ 急病等により利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定できる。
- ▶ 電話等により当該利用者の状況を確認、次回の利用を促すなどの相談援助を行い、相談援助内容を記録する。（直接の面会や自宅への訪問等を要しない。）

「欠席」の記録のみでは算定できません。

- ・利用者名
- ・連絡受付日
  - ・中止日
  - ・中止理由
- ・相談援助として行った内容を記録してください。

(例)

## ・欠席時対応記録

**利用者名** : きゅぼらん  
**連絡者** : きゅぼらん母  
**対応者** : 川口（生活支援員）  
**連絡受付日** : 6月16日  
**中止日** : 6月17日  
**中止理由** : 発熱のため  
**援助内容** : ゆっくり休んでくださいとお伝えした。本人は元気ですとのこと。次は20日に利用することを確認しました。

事業所で所定の様式を定めておくと便利です。



# 欠席時対応加算

通所

川口市マスコット  
「きゅぼらん」



電話で連絡

お休みですね、  
わかりました！

6 June 2022

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
29	30	31	1	2	3	4
	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	1	2

6月21日・22日  
加算はとれる  
のかな？

欠席する日

連絡がきた日

Q. 欠席時対応加算を算定できる日  
として正しいのはどれか。  
(土日が休業日の事業所の場合)

- ① 6月21日のみ算定できる
- ② 両日とも算定できる
- ③ 両日とも算定できない

# 欠席時対応加算

通所

- ▶ 正解は・・・①（6月21日のみ算定できる）



6月17日（金）に連絡した場合  
（事業所が土日休業日なら）  
当日・・・17日（金）  
前日・・・20日（月）  
前々日・・・21日（火） となります。

- ※前々日、前日については、営業日を基準にします。
- ※1回の連絡で2日分まとめて加算を算定することはできません。

# 夜間支援等体制加算

GH

- ▶ **夜間支援等体制加算Ⅰ**  
居住ごとの夜勤職員を配置
- ▶ **夜間支援等体制加算Ⅱ**  
宿直職員を配置
- ▶ **夜間支援等体制加算Ⅲ**  
警備会社への委託等

※（Ⅰ）に上乗せで加算

**夜間支援等体制加算Ⅳ**  
事業所単位で夜勤職員を追加配置

**夜間支援等体制加算Ⅴ**  
事業所単位で夜勤職員（夜間の一部時間）を追加配置

**夜間支援等体制加算Ⅵ**  
事業所単位で宿直職員を追加配置



# 夜間支援等体制加算

GH

## 夜間支援等体制加算Ⅰ

- ・就寝準備、寝返りや排せつの支援等
- ・緊急時の対応等

- ・計画の位置付けが必要  
(夜間支援の内容)



夜勤

常勤・非常勤  
問わない  
(委託可)

## 夜間支援等体制加算Ⅱ

- ・定期的な居室の巡回や電話の収受
- ・必要に応じて緊急時の対応



宿直

## 夜間支援等体制加算Ⅲ

- ・委託契約を締結  
(利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、  
常時の連絡体制を確保)



委託

## I ~ III 共通

- ・夜間及び深夜時間の設定 (午後10時から翌午前5時まで含む)

## I・II 共通

川口市マスコット  
「きゅぼらん」



- ・特別な連絡体制の確保  
(非常通報装置、携帯電話等)



複数の住居間  
は10分以内



複数の住居  
は巡回が要

1か所の場合・・・  
職員1人につき

最大  
30人



支援



複数か所の場合・・・  
1人の職員につき

最大5か所  
計20人まで



支援



# 夜間支援等体制加算

GH

Q.利用者ごとに区分の異なる夜間支援体制加算を

- ①算定できる
- ②算定できない



Aグループホーム

サービス管理責任者



きゅぽらんだけ  
加算Ⅰを外しておこう！

利用者



⇒ 加算Ⅰ



⇒ 加算Ⅰ



川口市マスコット  
「きゅぽらん」

⇒ 加算Ⅲ

# 夜間支援等体制加算

GH

Q.利用者ごとに区分の異なる夜間支援体制加算を

- ①算定できる
- ②算定できない



Aグループホーム

サービス管理責任者



きゅぽらんだけ  
加算Ⅰを算定しておこう！

利用者



⇒ 加算Ⅰ



⇒



⇒ 加算Ⅲ

川口市マスコット  
「きゅぽらん」

# サービス提供時モニタリング加算

相談

- ▶ サービス等利用計画の作成を担当した利用者が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス又は地域相談支援の提供状況等を確認・記録した場合に算定可
- ▶ 相談支援員 1 人あたりの利用者数が39を超える場合、39を超える数については算定不可
- ▶ 相談支援員が兼務の場合、兼務先の事業所でのモニタリングは算定不可
- ▶ 利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を算定

## サービス提供時モニタリング加算 の記録

- ・ 障害福祉サービス等の事業等におけるサービスの提供状況
- ・ サービス提供時の計画相談支援対象者等の状況
- ・ その他必要な事項



# サービス提供時モニタリング加算

相談

## サービス提供時モニタリング加算の記録

- ・ 障害福祉サービス等の事業等におけるサービスの提供状況
- ・ サービス提供時の計画相談支援対象者等の状況
- ・ その他必要な事項

記録を兼ねる

## サービス支援計画にかかるモニタリング実施記録

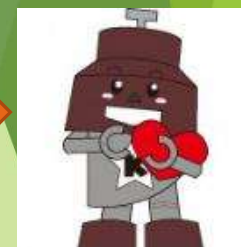
- ・ 障害福祉サービス等の事業等におけるサービスの提供状況
- ・ サービス提供時の計画相談支援対象者等の状況
- ・ その他必要な事項

Q.モニタリング加算の記録と支援計画のモニタリングの記録は...

- ① 兼ねることができる
- ② 兼ねることはできない



サービスを提供



川口市マスコット「きゅぼらん」



今日の加算の記録で支援計画のモニタリングの記録も兼ねちゃおう！

# サービス提供時モニタリング加算

相談

## サービス提供時モニタリング加算の記録

- ・ 障害福祉サービス等の事業等におけるサービスの提供状況
- ・ サービス提供時の計画相談支援対象者等の状況
- ・ その他必要な事項

## サービス支援計画にかかるモニタリング実施記録

- ・ 障害福祉サービス等の事業等におけるサービスの提供状況
- ・ サービス提供時の計画相談支援対象者等の状況
- ・ その他必要な事項

Q.モニタリング加算の記録と支援計画のモニタリングの記録は...

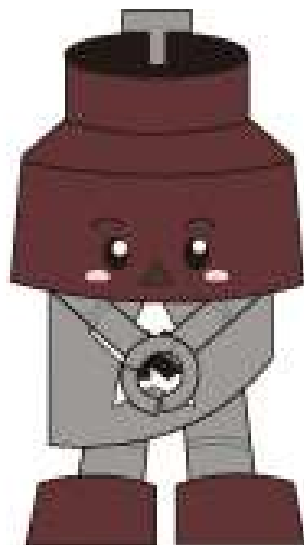
- ①兼ねることができる
- ②兼ねることはできない

答えは...②  
(兼ねることはできない)

指定基準に基づいた定期的なモニタリングを行う日と同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要があります。  
(平成30年改定QAより抜粋)



ご視聴ありがとうございました。



川口市マスコット「きゅぽらん」